

阿南工業高等専門学校進級及び卒業の認定に関する規則

(令和 7 年 4 月 1 日)

(規 則 第 16 号)

第 1 条 この規則は、阿南工業高等専門学校学業成績評価に関する規則に規定する進級及び卒業要件については、この規則に定めるところによる。

第 2 条 第 1～4 学年を修了して進級するための要件は以下のとおりとする。

- (1) 年間欠席日数が出席すべき日数の $1/3$ を超えていないこと
- (2) 最低修得単位数を満たしていること
- (3) 第 4 学年を除き、特別活動の評価が合格であること
- (4) 現学年の必修科目を全て履修していること
- (5) 前学年の必修科目を全て修得していること
- (6) 令和 7 年度以降の入学生に限り、現学年の数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの科目を全て履修していること

2 各学年の最低修得単位数は次のとおり定める。

学年	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年
最低修得単位数	25	58	90	126

第 3 条 第 5 学年を修了し、卒業を認定するための要件は以下のとおりとする。

- (1) 年間欠席日数が出席すべき日数の $1/3$ を超えていないこと
- (2) 阿南工業高等専門学校学則第 2 条に基づき、原則として修業年限を満たしていること
- (3) 高等専門学校設置基準第十八条に基づき、一般科目 75 単位以上、専門科目 82 単位（卒業研究を含む）以上を修得していること
- (4) 高等専門学校設置基準第十八条に基づき、必修科目、選択科目および学外単位を合わせて 167 単位以上を修得していること
- (5) 必修科目を全て修得していること
- (6) 令和 7 年度以降の入学生に限り、数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの科目を全て履修していること
- (7) 令和 7 年度以降の入学生に限り、高度情報教育プログラムの科目を全て履修していること

附則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は、転入学・編入学する者については、当該学生に適用する教育課程表に準ずる。
- 3 再入学する者については、別に定める。